

平成 20 年 9 月 17 日

学校長
学校長代理

総務課長
学校支援・地域連携課長

自治会町内会に対する学校行事出席の際の負担軽減について(依頼)

市民活力推進局より、自治会町内会への学校行事等への参加依頼にあたって、別添のとおり留意事項が通知（平成 20 年 9 月 4 日市地活第 1 7 6 号）されましたので、各学校においても依頼の趣旨をご理解いただき、適切な対応をしていただきますよう、お願いいたします。

教育委員会におきましても、従前から、学校行事の際に地域から祝金等を受け取ることにについては、極力自粛するようお願いするとともに、学校と地域との関係でどうしても受領せざるを得ない場合には、準公金として適正かつ透明に取り扱うようお願いしてきました。

また、準公金の取り扱いについては、平成 19 年度第 1 回定期監査において、一部事務処理の不備について指摘を受け、取り扱いの適正化を図ってきたところです。

このような状況を踏まえ、各学校におかれましては、通知文の依頼事項について、あらためて徹底していただきますようお願いいたします。

【依頼事項（抜粋）】

1 依頼事項

- (2) 自治会町内会（区連合町内会長、地区連合町内会長、自治会町内会長、他の役職者など）への行事等の参加依頼にあたっては、必要に応じて案内状などに「祝金は辞退する」旨明記するよう、徹底をお願いします。

【添付資料】

「自治会町内会に対する依頼業務の軽減及び行事出席等の負担軽減について」

（平成 20 年 9 月 4 日市地活第 1 7 6 号市民活力推進局長通知）

<担当>

教育委員会事務局

学校支援・地域連携課

電話：671-3269 FAX：681-1415